令和 6 年 1 1 月 2 6 日 文 教 委 員 会 資 料 指 導 課

# 教育職員の給与改正について

第106号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第107号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

# 1 月例給の改正について

# 【学校教育職員および幼稚園教育職員】

特別区人事委員会勧告に基づき、給料表の改正を行う。

## I 給料表の改正

(1) 学校教育職員に係るもの

特別区人事委員会勧告に基づき、東京都人事委員会勧告に沿った改正を 行うこととし、公民較差分(給与月額 10,595 円、2.59%)の引上げ改定 を行う。※改正後の給料表は、令和6年4月支給の給料より遡って適用す る。

(2) 幼稚園教育職員に係るもの

特別区人事委員会勧告に基づき、公民較差分(給与月額11,029円、2.89%)の引上げ改定を行う※改正後の給料表は、令和6年4月支給の給料より遡って適用する。

## 2 特別給の改正について

# 【学校教育職員および幼稚園教育職員】

特別区人事委員会勧告に基づき、特別給の年間支給月数を 0.2 月引き上げる改正を行う。引上げは、令和6年12月支給の期末・勤勉手当から実施する。

I 引上げ分について、一般職員および管理職員とも、期末手当および勤勉 手当に均等に配分する。

#### (1)一般職員

		現行	改正案
特別給全体		4.65月(2.45月)	4.85月(2.55月)
	-期末手当	2.40月(1.35月)	2.50月(1.40月)
	-勤勉手当	2.25月(1.1月)	2.35月 (1.15月)

※( ) は幼稚園定年前再任用短時間勤務職員

# (2)管理職員

	現行			改正案
特別給全	È体	4.65月(2.45月)		4.85月(2.55月)
·期末 <sup>=</sup>	手当	2.05月(1.175月)	]\	2.15月(1.225月)
- 勤勉=	手当	2.60月(1.275月)		2.70月(1.325月)

※( ) は幼稚園定年前再任用短時間勤務職員

Ⅱ 一般職員の期末・勤勉手当引上げ分について、令和6年度は12月支給に 実施するが、令和7年度については、6月期と12月期に按分するため、令 和7年4月1日施行の一部改正条例第2条において、勤勉手当の支給月数を 調整し割り振る。

また、管理職員の期末・勤勉手当についても、同様に支給月数を調整し割り振る。

# (1) 一般職員

		現行  □	令和6年度 □	令和7年度から
	特別給全体	4.65月(2.45月)	4.85月(2.55月)	4.85月(2.55月)
其	胡末手当全体	2.40月(1.35月)	2.50月 (1.40月)	2.50月(1.40月)
	6月期	1.20月(0.675月)	1.20月(0.675月)	1.25月 (0.7月)
	12月期	1.20月(0.675月)	1.30月(0.725月)	1.25月 (0.7月)
菫	肋勉手当全体	2.25月(1.10月)	2.35月 (1.15月)	2.35月(1.15月)
	6月期	1.125月(0.55月)	1.125月(0.55月)	1.175月 (0.575月)
	1 2 月期	1.125月(0.55月)	1.225月 (0.6月)	1.175月 (0.575月)

( ) は幼稚園定年前再任用短時間勤務職員

## (2) 管理職員

		現行    □	令和6年度 □	令和7年度から
	特別給全体	4.65月 (2.45月)	4.85月(2.55月)	4.85月 (2.55月)
其	胡末手当全体	2.05月(1.175月)	2.15月(1.225月)	2.15月(1.225月)
+	6月期	1.025月(0.5875月)	1.025月(0.5875月)	1.075月 (0.6125月)
	12月期	1.025月(0.5875月)	1.125月(0.6375月)	1.075月 (0.6125月)
菫	肋勉手当全体	2.60月(1.275月)	2.70月 (1.325月)	2.70月(1.325月)
	6月期	1.30月(0.6375月)	1.30月(0.6375月)	1.35月 (0.6625月)
	12月期	1.30月(0.6375月)	1.40月 (0.6875月)	1.35月 (0.6625月)

※( ) は幼稚園定年前再任用短時間勤務職員

# 3 扶養手当の改定

配偶者またはパートナーシップ関係の相手方(以下「配偶者等」という。)に係る 手当を廃止し、子に係る手当額を引上げる。なお、受給者への影響を可能な限り少 なくする観点から、改正は段階的に実施する。

## 〇各年度における扶養手当の手当額

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度から
配偶者等	6,000円	4,000円	2,000円	廃止
子	9,000円	9,500円	10.000円	10,500円

## 4 施行期日

## 【学校教育職員および幼稚園教育職員】

(1) 給料表の改定

公布の日(令和6年4月1日から適用)

(2) 扶養手当の改定

公布の日(令和7年4月1日から実施)

(3)特別給支給月数の改定

6年度 公布の日

7年度 令和7年4月1日

※両条例の議会議決後に、改めて関連規則を教育委員会に付議予定。

第106号議案

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

品川区長 森 澤 恭 子

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 学校教育職員の給与に関する条例(平成20年品川区条例第23号) の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」と」の次に「、「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と」を、「100分の58.75」と」の次に「、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」と」を加える。

第30条第2項中「100分の112.5」を「、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の122.5」に、「100分の130」を「、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の140」に改め、同条第3項中「100分の55」と」の次に「、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と」を、「100分の63.75」と」の

次に「、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」と」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	191, 400	225, 600	279, 600	300, 700	353, 600	393, 300
	2	192, 700	227, 600	281, 500	302, 500	355, 700	395, 400
	3	194, 000	229, 600	283, 300	304, 300	357, 800	397, 400
	4	195, 300	231,600	285, 000	306, 100	359, 900	399, 400
	5	196, 700	233, 600	286, 700	308, 000	362, 000	401, 400
	6	198, 300	235, 700	288, 500	309, 800	364, 000	403, 400
	7	200,000	237, 700	290, 200	311,600	365, 900	405, 300
	8	201,800	239, 700	292, 000	313, 400	367, 700	407, 200
	9	203, 600	241, 700	293, 800	315, 300	369, 500	409, 100
	10	205, 500	243, 500	295, 600	317, 300	371, 300	411, 100
	11	207, 500	245, 300	297, 400	319, 400	373, 200	413, 000
	12	209, 600	247, 100	299, 200	321, 500	375, 100	414, 900
	13	211,600	248, 900	301, 000	323, 600	377, 000	416, 800
	14	213, 500	250, 700	302, 800	325, 700	378, 800	418, 700
	15	215, 500	252, 500	304, 600	327, 900	380, 600	420, 600
	16	217, 500	254, 300	306, 400	330, 100	382, 500	422, 500
	17	219,600	256, 200	308, 200	332, 200	384, 400	424, 400
	18	221, 900	258, 200	310, 200	334, 100	386, 200	426, 300
	19	224, 200	260, 100	312, 300	336, 000	388, 100	428, 200
	20	226, 500	262, 000	314, 400	337, 800	389, 900	430, 100
	21	228, 800	263, 800	316, 400	339, 500	391, 700	432, 000
	22	229, 700	265, 500	318, 300	341, 300	393, 600	433, 900
	23	230, 600	267, 100	320, 200	343, 100	395, 400	435, 800
	24	231, 500	268, 700	322, 000	344, 900	397, 200	437, 700
	25	232, 300	270, 200	323, 800	346, 700	399, 000	439, 500
	26	233, 200	271, 800	325, 600	348, 500	400, 800	441, 400
	27	234, 100	273, 400	327, 400	350, 300	402, 600	443, 300
	28	235, 000	274, 900	329, 200	352, 100	404, 400	445, 200
	29	235, 900	276, 400	330, 900	353, 900	406, 200	447, 000
	30	236, 800	277, 900	332, 600	355, 700	408, 000	448, 900
	31	237, 700	279, 500	334, 400	357, 400	409, 800	450, 800
	32	238, 600	281, 100	336, 100	359, 200	411,600	452, 700
	33	239, 500	282, 600	337, 800	361,000	413, 400	454, 500
	34	240, 500	284, 200	339, 500	362, 800	415, 200	456, 300
	35	241, 500	285, 700	341, 300	364, 600	417, 000	458, 100
	36	242, 500	287, 200	343, 000	366, 300	418, 700	459, 900
	37	243, 500	288, 700	344, 700	368, 100	420, 400	461, 700
	38	244, 500	290, 200	346, 400	369, 900	422, 200	463, 400
	39	245, 500	291, 700	348, 100	371, 700	423, 900	465, 100
	40	246, 500	293, 300	349, 800	373, 500	425, 600	466, 800

41	247, 600	294, 800	351, 500	375, 200	427, 300	468, 500
42	248, 900	296, 400	353, 200	376, 900	429, 000	470, 200
43	250, 300	297, 900	354, 800	378,600	430, 700	471, 900
44	251, 700	299, 400	356, 400	380, 300	432, 400	473, 600
45	253, 100	300, 900	358, 000	382,000	434, 100	475, 200
46	254, 200	302, 400	359, 600	383, 700	435, 800	476, 800
47	255, 200	303, 900	361, 200	385, 300	437, 500	478, 500
48	256, 200	305, 400	362, 800	386, 900	439, 200	480, 200
49	257, 200	307,000	364, 400	388, 500	440, 900	481, 800
50	258, 200	308, 500	366, 000	390, 100	442,600	483, 500
51	259, 200	310,000	367, 600	391, 700	444, 200	485, 200
52	260, 200	311,500	369, 200	393, 300	445, 800	486, 800
53	261, 200	313, 000	370, 700	394, 900	447, 300	488, 300
54	262, 200	314, 500	372, 200	396, 500	448, 800	490, 000
55	263, 200	316,000	373, 800	398,000	450, 300	491, 600
56	264, 200	317, 500	375, 300	399, 500	451,800	493, 100
57	265, 100	319,000	376, 800	401,000	453, 200	494, 500
58	266, 100	320, 500	378, 200	402, 500	454, 600	495, 700
59	267, 100	322,000	379, 600	403, 900	456,000	496, 900
60	268,000	323, 500	381,000	405, 300	457, 400	498, 000
61	268, 900	325, 000	382, 300	406, 600	458, 700	499, 100
62	269, 800	326, 500	383, 500	407, 900	460,000	500, 100
63	270, 700	328, 000	384, 700	409, 300	461, 200	501, 000
64	271, 700	329, 400	385, 800	410, 700	462, 300	501, 800
65	272, 600	330, 800	386, 800	412,000	463, 300	502, 500
66	273, 600	332, 200	387, 800	413, 300	464, 300	503, 300
67	274, 500	333, 600	388, 700	414, 700	465, 200	504, 000
68	275, 400	335,000	389, 600	416,000	466, 100	504, 700
69	276, 300	336, 300	390, 400	417, 200	467, 000	505, 300
70	277, 200	337,600	391, 300	418, 400	467, 900	505, 900
71	278, 100	338, 800	392, 100	419,600	468, 700	506, 500
72	279, 100	340,000	392, 900	420, 900	469, 400	507, 100
73	280,000	341, 200	393, 600	422, 100	470, 100	507, 700
74	280, 900	342, 400	394, 300	423, 200	470, 700	508, 200
75	281,800	343,600	394, 900	424, 400	471, 300	508, 700
76	282,600	344, 800	395, 500	425, 500	471,800	509, 200
77	283, 400	345, 900	396, 000	426, 500	472, 300	509, 700
78	284, 300	347, 100	396, 600	427, 500	472, 800	510, 200
79	285, 200	348, 200	397, 100	428, 500	473, 300	510, 700
80	286, 000	349, 200	397, 600	429, 500	473, 800	511, 200
81	286, 800	350, 200	398, 100	430, 500	474, 300	511, 700
82	287, 600	351, 200	398, 600	431, 400	474, 800	512, 200
83	288, 400	352, 100	399, 000	432, 300	475, 300	512, 700
84	289, 200	353, 000	399, 400	433, 100	475, 800	513, 200

85	290, 000	353, 900	399, 700	433, 800	476, 300	513, 700
86	290, 800	354, 700	400, 100	434, 300	476, 800	
87	291,600	355, 500	400, 500	434, 700	477, 300	
88	292, 300	356, 200	400, 900	435, 100	477, 800	
89	293, 000	356, 800	401, 300	435, 500	478, 300	
90	293, 700	357, 500	401, 700	436,000	478, 800	
91	294, 400	358, 100	402, 100	436, 400	479, 300	
92	295, 100	358, 600	402, 500	436, 800	479, 800	
93	295, 800	359, 100	402, 900	437, 100	480, 300	
94	296, 500	359, 700	403, 300	437, 500	480, 800	
95	297, 200	360, 300	403, 700	437, 900	481, 300	
96	297, 900	360, 800	404, 100	438, 300	481,800	
97	298, 600	361, 300	404, 500	438, 700	482, 300	
98	299, 300	361, 900	404, 900	439, 100	482, 800	
99	300, 000	362, 400	405, 300	439, 500	483, 300	
100	300, 600	362, 900	405, 700	439, 900	483, 800	
101	301, 200	363, 300	406, 100	440, 300	484, 300	
102	301, 900	363, 800	406, 500	440, 700		
103	302,600	364, 300	406, 900	441, 100		
104	303, 200	364, 800	407, 300	441,500		
105	303, 800	365, 300	407, 700	441, 900		
106	304, 400	365, 700	408, 100	442, 300		
107	305, 000	366, 100	408, 500	442, 700		
108	305, 500	366, 500	408, 900	443, 100		
109	306, 000	366, 900	409, 200	443, 500		
110	306, 600	367, 300	409, 600	443, 900		
111	307, 200	367, 600	409, 900	444, 300		
112	307, 700	367, 900	410, 300	444, 700		
113	308, 200	368, 200	410, 700	445, 100		
114	308, 700	368, 600	411, 100	445,500		
115	309, 200	368, 900	411, 500	445,900		
116	309, 700	369, 200	411, 900	446, 300		
117	310, 100	369, 500	412, 200	446, 700		
118	310, 600	369, 900	412, 600	447, 100		
119	311, 100	370, 200	412, 900	447, 500		
120	311,600	370, 500	413, 300	447, 900		
121	312,000	370, 800	413, 700	448, 300		
122	312, 400	371, 200	414, 100	448, 700		
123	312, 800	371, 500	414, 400	449, 100		
124	313, 200	371, 800	414, 800	449, 500		
125	313, 600	372, 100	415, 200	449, 900		
126	314, 000	372, 500	415, 600	450, 300		
127	314, 300	372, 800	416, 000	450, 700		
128	314, 600	373, 100	416, 400	451, 100		

		1		I	1	
129	314, 900	373, 400	416, 700	451, 500		
130	315, 300	373, 800	417, 100	451, 900		
131	315, 600	374, 100	417, 500	452, 300		
132	315, 900	374, 400	417, 900	452, 700		
133	316, 200	374, 700	418, 200	453, 100		
134	316, 500	375, 100	418, 600			
135	316, 900	375, 400	419,000			
136	317, 200	375, 700	419, 400			
137	317, 500	376, 000	419, 700			
138	317, 900	376, 400	420, 100			
139	318, 200	376, 700	420, 500			
140	318, 500	377, 000	420, 800			
141	318, 800	377, 300	421, 100			
142	319, 200	377, 600	421, 500			
143	319, 500	377, 900	421, 900			
144	319, 800	378, 200	422, 200			
145	320, 100	378, 500	422, 500			
146	320, 500	378, 800	422, 900			
147	320, 800	379, 100	423, 300			
148	321, 100	379, 400	423, 600			
149	321, 400	379, 700	423, 900			
150	321,800	380, 000				
151	322, 100	380, 300				
152	322, 400	380, 600				
153	322, 700	380, 900				
154	323, 000	381, 200				
155	323, 300	381, 500				
156	323, 600	381, 800				
157	323, 900	382, 100				
158	324, 200	382, 400				
159	324, 500	382, 700				
160	324, 800	383, 000				
161	325, 100	383, 300				
162	325, 400	383, 600				
163	325, 700	383, 900				
164	326, 000	384, 200				
165	326, 300	384, 500				
166	326, 600	384, 800				
167	326, 900	385, 100				
168	327, 200	385, 400				
169	327, 500	385, 700				
170	i	000 000		1		
		386, 000				
171		386, 000 386, 300				

	173		386, 900				
	174		387, 200				
	175		387, 500				
	176		387, 800				
	177		388, 100				
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前 再任用 短時職		円 223, 500	巴 262, 600	円 281, 300	円 299, 600	330, 700	円 399, 500
貝							

第2条 学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項第1号および第2号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に該当する扶養親族等(以下「扶養親族たる子」という。) 10.500円
- (2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族等 6,000円 第14条第1項第2号中「前条第2項第3号もしくは第5号」を「前条第 2項第2号もしくは第4号」に改める。

第27条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の130」を「100分の125」に改め、同項ただし書中「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の130」とあるのは「100分の72.5」を「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」を「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」に改める。

第30条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の112. 5、12月に支給する場合においては100分の122.5」を「100分の117.5」に、「、6月に支給する場合においては100分の130、1 2月に支給する場合においては100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」を「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」に、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」を「100分の135」とあるのは「100分の66.25」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年 4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(第27条第2項および第3項ならびに第30条第2項および第3項の改正規定を除く。)による改正後の学校教育職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の学校教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て品川区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める

職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日にお ける号給は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の 条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびそ の属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用また は異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改 正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から第1条に よる改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認め られる限度において、人事委員会の承認を得て規則で定めるところにより、 必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例措置)

- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の学校教育職員の給与に関する条例(以下「第2条による改正後の条例」という。)第13条第3項第1号の規定の適用については、同号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。
- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による 改正後の条例第13条第3項第1号の規定の適用については、同号中「10.

500円」とあるのは、「10,000円」とする。

- 8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の学校教育職員の給与に関する条例第13条第2項第1号に規定する配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第13条第2項および第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給するものとする。
  - (1) 令和7年度 4,000円
  - (2) 令和8年度 2, 000円 (委任)
- 9 付則第3項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。
  - (説明) 学校教育職員の給与を改定する必要がある。

#### 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

#### 【第1条による改正】

第1条による改正後 (期末手当)

第27条 (第1項省略)

- |2 期末手当の額は、職員の給与月額に、6月に支給する場合においては100|2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、規則 分の120、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額に、規一で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に 則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定 基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額 に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月 に100分の102.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額 額に、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合 とする。 においては100分の112.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じ て得た額とする。
- 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同 項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の130」とある のは「100分の72.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、 「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。

(第4項および第5項省略)

(勤勉手当)

第30条 (第1項省略)

- 122.5(第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっ) 分の130) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ては、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合に おいては100分の140)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(期末手当)

第27条 (第1項省略)

現行

項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあ るのは「100分の58.75」とする。

(第4項および第5項省略)

(勤勉手当)

第30条 (第1項省略)

- |2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定|2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定| める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支 給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、6月に支給する 給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5 (第 場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の 12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100
- 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同 |項中「100分の112.5||とあるのは「100分の55||と、「100分の122.5||とあ|| 項中「100分の112.5||とあるのは「100分の55||と、「100分の130||とある

第1条による改正後	現行
<u>るのは「100分の60」と</u> 、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」と <u>、</u>	のは「100分の63.75」とする。
<u>「100分の140」とあるのは「100分の68.75」と</u> する。 (第4項から第6項まで省略)	(第4項から第6項まで省略)
<u>別表第1 (省略)</u>	<u>別表第1</u> (省略)

【第2条に	よる改正】
第2条による改正後	第1条による改正後
(扶養手当)	(扶養手当)
第13条 扶養手当は、扶養親族等のある職員に対して支給する。	第13条 扶養手当は、扶養親族等のある職員に対して支給する。
2 前項の扶養親族等とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として	2 前項の扶養親族等とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として
その職員の扶養を受けているものをいう。	その職員の扶養を受けているものをいう。
	(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含
	む。以下同じ。)またはパートナーシップ関係(双方またはいずれか一
	方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互
	の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した
	二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関
	<u>係をいう。)の相手方</u>
(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	<u>(2)</u> 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	<u>(3)</u> 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
(3) 満60歳以上の父母および祖父母	<u>(4)</u> 満60歳以上の父母および祖父母
(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	<u>(5)</u> 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(5) 心身に著しい障害のある者で、将来にわたり労務に携わることがで	<u>(6)</u> 心身に著しい障害のある者で、将来にわたり労務に携わることがで
きないもの	きないもの
3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族等の区分に応じて、扶養	3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族等の区分に応じて、扶養
親族等1人につき当該各号に掲げる額とする。	親族等1人につき当該各号に掲げる額とする。
(1) 前項第1号に該当する扶養親族等(以下「扶養親族たる子」という。)	(1) 前項第1号および第3号から第6号までに該当する扶養親族等
10, 500円	6,000円
(2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族等 6,000円	(2) 前項第2号に該当する扶養親族等(以下「扶養親族たる子」という。)
	9,000円
(第4項省略)	(第4項省略)
第14条 新たに職員となった者に扶養親族等がある場合または職員に次の各	第14条 新たに職員となった者に扶養親族等がある場合または職員に次の各
	号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ち
にその旨を教育委員会に届け出なければならない。	にその旨を教育委員会に届け出なければならない。
(第1号省略)	(第1号省略)

#### 第2条による改正後

(2) 扶養親族等たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子 または前条第2項第2号もしくは第4号に該当する扶養親族等が、満22 歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族等たる要件 を欠くに至った場合を除く。)

(第2項から第4項まで省略)

(期末手当)

第27条 (第1項省略)

- |2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の125を乗じて得た額に、規則|2 期末手当の額は、職員の給与月額に、6月に支給する場合においては100| で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に 分の120、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額に、規 基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額 に100分の107.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額。に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月 とする。
- 項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とある のは「100分の61.25」とする。

(第4項および第5項省略)

(勤勉手当)

第30条 (第1項省略)

|2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定|2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定| める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支 給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5(第一給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、6月に支給する 12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100 分の135)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

#### 第1条による改正後

(2) 扶養親族等たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子 または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族等が、満22 歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族等たる要件 を欠くに至った場合を除く。)

(第2項から第4項まで省略)

(期末手当)

第27条 (第1項省略)

- 則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定 額に、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合 においては100分の112.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じ て得た額とする。
- 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同 項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の130」とある のは「100分の72.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、 「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。

(第4項および第5項省略)

(勤勉手当)

第30条 (第1項省略)

場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の 122.5(第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっ ては、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合に おいては100分の140)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第2条による改正後	第1条による改正後
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同
項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあ	項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の122.5」とあ
<u>るのは「100分の66.25</u> 」とする。	<u>るのは「100分の60</u> 」と、「 <u>100分の130」とあるのは「100分の63.75」と、</u>
	<u>「100分の140」とあるのは「100分の68.75</u> 」とする。
(第4項から第6項まで省略)	(第4項から第6項まで省略)

【改正付則】 改正後 現行 付 則 (施行期日等) この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7 年4月1日から施行する。 |2 第1条の規定(第27条第2項および第3項ならびに第30条第2項および 第3項の改正規定を除く。)による改正後の学校教育職員の給与に関する 条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、令和6年 4月1日から適用する。 (令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給) - 令和6年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。) の前日までの間において、第1条の規定による改正前の学校教育職員の給 与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに 給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級または その受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人 事委員会」という。) の承認を得て品川区教育委員会規則(以下「規則」 という。) で定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適 用または異動の日における号給は、人事委員会の承認を得て規則で定める (施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整) 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の 条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および その属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用 または異動の日における号給については、当該適用または異動について、 まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から 第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上 必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て規則で定めると

ころにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

改正後	現行
5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の	
条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規	
定による給与の内払とみなす。	
(扶養手当に関する特例措置)	
6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定	
による改正後の学校教育職員の給与に関する条例(以下「第2条による改	
正後の条例」という。) 第13条第3項第1号の規定の適用については、同	
<u>号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。</u>	
7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による	
改正後の条例第13条第3項第1号の規定の適用については、同号中「10,500	
<u>円」とあるのは、「10,000円」とする。</u>	
8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規	
定による改正前の学校教育職員の給与に関する条例第13条第2項第1号に	
規定する配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員につ	
いては、第2条による改正後の条例第13条第2項および第3項の規定にか	
かわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定	
める月額の扶養手当を支給するものとする。	
<u>(1)</u> 令和7年度 4,000円	
<u>(2)</u> 令和8年度 <u>2,000円</u>	
(委任)	
9 付則第3項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し	
必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。	

# 

# 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

			改正	E後								改正	E前			
第1 (第	第6条関係	系)	Г		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		Г	別表	第1(第	第6条関係	系)	Г			Г	Π
	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級			職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級
職員の	級								職員の	級						
区分	号給	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月		区分	号給	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月
		額	額	額	額	額	額				額	額	額	額	額	額
		円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	F
	1	191, 400	225, 600	279, 600	300, 700	353, 600	393, 300			1	163, 500	194, 300	254, 200	277, 200	337, 500	381, 90
	2	192, 700	227, 600	281, 500	302, 500	355, 700	395, 400			2	164, 800	196, 300	256, 400	279, 300	340,000	384, 30
	3	194,000	229, 600	283, 300	304, 300	357, 800	397, 400			3	166, 100	198, 300	258, 500	281, 400	342, 500	386, 70
	4	195, 300	231,600	285, 000	306, 100	359, 900	399, 400			4	167, 400	200, 300	260, 500	283, 500	345, 000	389, 00
	5	196, 700	233, 600	286, 700	308, 000	362,000	401, 400			5	168, 800	202, 300	262, 500	285, 700	347, 500	391, 30
	6	198, 300	235, 700	288, 500	309, 800	364, 000	403, 400			6	170, 300	204, 400	264, 600	287, 800	349, 700	393, 50
定年前	7	200,000	237, 700	290, 200	311,600	365, 900	405, 300		定年前	7	171, 800	206, 400	266, 600	289, 900	351, 900	395, 70
再任用	8	201,800	239, 700	292, 000	313, 400	367, 700	407, 200		再任用	8	173, 400	208, 400	268, 700	292, 000	354, 100	397, 80
短時間	9	203, 600	241, 700	293, 800	315, 300	369, 500	409, 100		短時間	9	175, 000	210, 400	270, 800	294, 200	356, 200	399, 90
勤務職	10	205, 500	243, 500	295, 600	317, 300	371, 300	411, 100		勤務職	10	176, 700	212, 400	272, 900	296, 600	358, 300	402, 00
員以外	11	207, 500	245, 300	297, 400	319, 400	373, 200	413,000		員以外	11	178, 500	214, 400	275, 000	299, 000	360, 500	404, 10
の職員	12	209, 600	247, 100	299, 200	321, 500	375, 100	414, 900		の職員	12	180, 400	216, 400	277, 100	301, 400	362, 700	406, 10
	13	211,600	248, 900	301,000	323, 600	377, 000	416, 800			13	182, 300	218, 500	279, 200	303, 900	364, 900	408, 10
	14	213, 500	250, 700	302, 800	325, 700	378, 800	418, 700			14	184, 200	220, 500	281, 300	306, 300	367, 100	410, 10
	15	215, 500	252, 500	304, 600	327, 900	380,600	420,600			15	186, 200	222, 500	283, 400	308, 800	369, 300	412, 10
	16	217, 500	254, 300	306, 400	330, 100	382, 500	422, 500			16	188, 200	224, 500	285, 500	311, 300	371, 500	414, 10
	17	219,600	256, 200	308, 200	332, 200	384, 400	424, 400			17	190, 300	226, 600	287, 600	313, 800	373, 600	416, 10
	18	221, 900	258, 200	310, 200	334, 100	386, 200	426, 300			18	192, 600	228, 900	290, 000	316, 000	375, 800	418, 10
	19	224, 200	260, 100	312, 300	336, 000	388, 100	428, 200			19	194. 900	231, 100	292, 500	318, 200	377, 900	420. 10

				改〕	 E前									
20 22	26, 500	262,000	314, 400	337, 800	389, 900	430, 100		20	197, 200	233, 300	294, 900	320, 300	380,000	422, 100
21 22	28, 800	263, 800	316, 400	339, 500	391, 700	432,000		21	199, 500	235, 400	297, 300	322, 400	382,000	424, 100
22 22	29, 700	265, 500	318, 300	341, 300	393, 600	433, 900		22	200, 700	237, 500	299, 600	324, 500	384, 100	426, 100
23 23	30, 600	267, 100	320, 200	343, 100	395, 400	435, 800		23	201, 900	239, 500	301, 800	326, 700	386, 100	428, 000
24 23	31, 500	268, 700	322,000	344, 900	397, 200	437, 700		24	203, 100	241, 500	304, 000	328, 900	388, 100	429, 900
25 23	32, 300	270, 200	323, 800	346, 700	399, 000	439, 500		25	204, 200	243, 400	306, 100	331,000	390, 100	431,800
26 23	33, 200	271,800	325, 600	348, 500	400, 800	441, 400		26	205, 400	245, 400	308, 300	333, 100	392, 100	433, 700
27 23	34, 100	273, 400	327, 400	350, 300	402,600	443, 300		27	206, 600	247, 400	310, 500	335, 300	394, 000	435, 600
28 23	35, 000	274, 900	329, 200	352, 100	404, 400	445, 200		28	207, 800	249, 300	312,600	337, 500	395, 900	437, 500
29 23	35, 900	276, 400	330, 900	353, 900	406, 200	447, 000		29	209, 000	251, 200	314, 600	339, 600	397, 800	439, 400
30 23	36, 800	277, 900	332, 600	355, 700	408, 000	448, 900		30	210, 200	253, 100	316, 600	341, 800	399, 700	441, 300
31 23	37, 700	279, 500	334, 400	357, 400	409, 800	450, 800		31	211, 400	255, 100	318, 700	343, 900	401,600	443, 200
32 23	88, 600	281, 100	336, 100	359, 200	411,600	452, 700		32	212, 600	257, 100	320, 700	346, 100	403, 500	445, 100
33 23	39, 500	282, 600	337, 800	361,000	413, 400	454, 500		33	213, 800	259, 000	322, 700	348, 200	405, 400	446, 900
34 24	10, 500	284, 200	339, 500	362, 800	415, 200	456, 300		34	215, 100	261,000	324, 700	350, 300	407, 300	448, 700
35 24	1,500	285, 700	341, 300	364, 600	417, 000	458, 100		35	216, 500	262, 900	326, 800	352, 500	409, 200	450, 500
36 24	12,500	287, 200	343, 000	366, 300	418, 700	459, 900		36	217, 800	264, 800	328, 800	354, 600	411,000	452, 300
37 24	13, 500	288, 700	344, 700	368, 100	420, 400	461,700		37	219, 100	266, 700	330, 800	356, 800	412, 800	454, 100
38 24	14, 500	290, 200	346, 400	369, 900	422, 200	463, 400		38	220, 500	268, 600	332, 800	359, 000	414, 700	455, 800
39 24	15, 500	291, 700	348, 100	371, 700	423, 900	465, 100		39	221, 800	270, 500	334, 900	361, 100	416, 500	457, 500
40 24	16, 500	293, 300	349, 800	373, 500	425, 600	466, 800		40	223, 100	272, 500	336, 900	363, 200	418, 300	459, 200
41 24	17,600	294, 800	351, 500	375, 200	427, 300	468, 500		41	224, 500	274, 400	338, 900	365, 200	420, 100	460, 900
42 24	18, 900	296, 400	353, 200	376, 900	429, 000	470, 200		42	226, 100	276, 400	341,000	367, 100	421, 900	462, 600
43 25	50, 300	297, 900	354, 800	378, 600	430, 700	471, 900		43	227, 800	278, 300	343, 000	369, 100	423, 700	464, 300
44 25	51, 700	299, 400	356, 400	380, 300	432, 400	473,600		44	229, 500	280, 200	345,000	371,000	425, 500	466,000
45 25	53, 100	300, 900	358, 000	382,000	434, 100	475, 200		45	231, 200	282, 100	347, 000	373, 000	427, 300	467, 600
46 25	54, 200	302, 400	359, 600	383, 700	435, 800	476, 800		46	232, 600	284, 000	349,000	375, 000	429,000	469, 200

			改〕	 E前									
47	255, 200	303, 900	361, 200	385, 300	437, 500	478, 500	47	234, 000	285, 900	351,000	376, 900	430, 700	470, 900
48	256, 200	305, 400	362, 800	386, 900	439, 200	480, 200	48	235, 400	287, 800	353, 000	378, 800	432, 400	472, 600
49	257, 200	307, 000	364, 400	388, 500	440, 900	481,800	49	236, 800	289, 800	354, 900	380, 600	434, 100	474, 200
50	258, 200	308, 500	366, 000	390, 100	442,600	483, 500	50	238, 200	291, 700	356, 800	382, 500	435, 800	475, 900
51	259, 200	310,000	367, 600	391, 700	444, 200	485, 200	51	239, 600	293, 600	358, 700	384, 400	437, 400	477, 600
52	260, 200	311, 500	369, 200	393, 300	445, 800	486, 800	52	241,000	295, 500	360, 600	386, 200	439, 000	479, 200
53	261, 200	313,000	370, 700	394, 900	447, 300	488, 300	53	242, 400	297, 400	362, 400	388, 100	440, 500	480, 700
54	262, 200	314, 500	372, 200	396, 500	448, 800	490,000	54	243, 800	299, 300	364, 200	389, 900	442,000	482, 400
55	263, 200	316,000	373, 800	398, 000	450, 300	491,600	55	245, 200	301, 200	366, 100	391,600	443, 500	484, 000
56	264, 200	317, 500	375, 300	399, 500	451,800	493, 100	56	246, 500	303, 100	367, 900	393, 400	445,000	485, 500
57	265, 100	319,000	376, 800	401,000	453, 200	494, 500	57	247, 800	305, 000	369, 700	395, 200	446, 400	486, 900
58	266, 100	320, 500	378, 200	402, 500	454, 600	495, 700	58	249, 100	306, 900	371, 400	396, 900	447, 800	488, 100
59	267, 100	322,000	379, 600	403, 900	456, 000	496, 900	59	250, 400	308, 800	373, 100	398, 500	449, 200	489, 300
60	268, 000	323, 500	381,000	405, 300	457, 400	498,000	60	251, 700	310, 700	374, 800	400, 100	450, 600	490, 400
61	268, 900	325, 000	382, 300	406, 600	458, 700	499, 100	61	252, 900	312, 600	376, 400	401,600	451, 900	491, 500
62	269, 800	326, 500	383, 500	407, 900	460,000	500, 100	62	254, 100	314, 500	377, 900	403, 100	453, 200	492, 500
63	270, 700	328,000	384, 700	409, 300	461, 200	501,000	63	255, 300	316, 400	379, 400	404, 700	454, 400	493, 400
64	271, 700	329, 400	385, 800	410, 700	462, 300	501,800	64	256, 600	318, 200	380, 800	406, 300	455, 500	494, 200
65	272, 600	330, 800	386, 800	412,000	463, 300	502, 500	65	257, 900	320,000	382, 100	407, 800	456, 500	494, 900
66	273, 600	332, 200	387, 800	413, 300	464, 300	503, 300	66	259, 200	321, 800	383, 400	409, 200	457, 500	495, 700
67	274, 500	333, 600	388, 700	414, 700	465, 200	504,000	67	260, 400	323, 600	384, 600	410, 700	458, 400	496, 400
68	275, 400	335, 000	389, 600	416,000	466, 100	504, 700	68	261, 600	325, 400	385, 800	412, 100	459, 300	497, 100
69	276, 300	336, 300	390, 400	417, 200	467, 000	505, 300	69	262, 800	327, 100	386, 900	413, 400	460, 200	497, 700
70	277, 200	337, 600	391, 300	418, 400	467, 900	505, 900	70	264, 000	328, 800	388, 100	414, 600	461, 100	498, 300
71	278, 100	338, 800	392, 100	419,600	468, 700	506, 500	71	265, 200	330, 400	389, 200	415, 800	461, 900	498, 900
72	279, 100	340,000	392, 900	420, 900	469, 400	507, 100	72	266, 500	332,000	390, 300	417, 100	462, 600	499, 500
73	280,000	341, 200	393, 600	422, 100	470, 100	507, 700	73	267, 700	333, 600	391, 300	418, 300	463, 300	500, 100

改正後								改正前								
74	280, 900	342, 400	394, 300	423, 200	470, 700	508, 200			74	269, 000	335, 200	392, 200	419, 400	463, 900	500,600	
75	281, 800	343,600	394, 900	424, 400	471, 300	508, 700			75	270, 200	336, 800	393, 100	420,600	464, 500	501, 100	
76	282,600	344, 800	395, 500	425, 500	471, 800	509, 200			76	271, 400	338, 400	393, 900	421, 700	465,000	501,600	
77	283, 400	345, 900	396, 000	426, 500	472, 300	509, 700			77	272, 600	339, 900	394, 600	422, 700	465, 500	502, 100	
78	284, 300	347, 100	396, 600	427, 500	472, 800	510, 200			78	273, 800	341, 400	395, 200	423, 700	466, 000	502,600	
79	285, 200	348, 200	397, 100	428, 500	473, 300	510, 700			79	275, 000	342, 800	395, 700	424, 700	466, 500	503, 100	
80	286, 000	349, 200	397, 600	429, 500	473, 800	511, 200			80	276, 200	344, 100	396, 200	425, 700	467, 000	503,600	
81	286, 800	350, 200	398, 100	430, 500	474, 300	511, 700			81	277, 400	345, 400	396, 700	426, 700	467, 500	504, 100	
82	287,600	351, 200	398, 600	431, 400	474, 800	512, 200			82	278, 600	346, 700	397, 200	427, 600	468, 000	504, 600	
83	288, 400	352, 100	399, 000	432, 300	475, 300	512, 700			83	279, 800	348, 000	397, 600	428, 500	468, 500	505, 100	
84	289, 200	353, 000	399, 400	433, 100	475, 800	513, 200			84	280, 900	349, 300	398, 000	429, 300	469,000	505, 600	
85	290,000	353, 900	399, 700	433, 800	476, 300	513, 700			85	282, 100	350, 500	398, 300	430,000	469, 500	506, 100	
86	290, 800	354, 700	400, 100	434, 300	476, 800				86	283, 300	351,600	398, 700	430, 500	470,000		
87	291,600	355, 500	400, 500	434, 700	477, 300				87	284, 400	352, 600	399, 100	430, 900	470, 500		
88	292, 300	356, 200	400, 900	435, 100	477, 800				88	285, 500	353, 600	399, 500	431, 300	471,000		
89	293, 000	356, 800	401, 300	435, 500	478, 300				89	286, 600	354, 500	399, 900	431, 700	471, 500		
90	293, 700	357, 500	401, 700	436, 000	478, 800				90	287, 700	355, 400	400, 300	432, 200	472, 000		
91	294, 400	358, 100	402, 100	436, 400	479, 300				91	288, 800	356, 200	400, 700	432, 600	472, 500		
92	295, 100	358, 600	402, 500	436, 800	479, 800				92	289, 800	357, 000	401, 100	433, 000	473,000		
93	295, 800	359, 100	402, 900	437, 100	480, 300				93	290, 800	357, 700	401, 500	433, 300	473, 500		
94	296, 500	359, 700	403, 300	437, 500	480, 800				94	291, 800	358, 300	401, 900	433, 700	474, 000		
95	297, 200	360, 300	403, 700	437, 900	481, 300				95	292, 800	358, 900	402, 300	434, 100	474, 500		
96	297, 900	360, 800	404, 100	438, 300	481, 800				96	293, 800	359, 500	402, 700	434, 500	475, 000		
97	298, 600	361, 300	404, 500	438, 700	482, 300				97	294, 800	360, 100	403, 100	434, 900	475, 500		
98	299, 300	361, 900	404, 900	439, 100	482, 800				98	295, 800	360, 700	403, 500	435, 300	476, 000		
99	300,000	362, 400	405, 300	439, 500	483, 300				99	296, 700	361, 200	403, 900	435, 700	476, 500		
100	300,600	362, 900	405, 700	439, 900	483, 800				100	297, 600	361, 700	404, 300	436, 100	477, 000		

改正後		改正前
101 301, 200 363, 300 406, 10	0 440, 300 484, 300	101 298, 500 362, 100 404, 700 436, 500 477, 500
102   301,900   363,800   406,50	0 440, 700	102 299, 400 362, 600 405, 100 436, 900
103   302,600   364,300   406,90	0 441, 100	103   300, 300   363, 100   405, 500   437, 300
104 303, 200 364, 800 407, 30	0 441,500	104   301, 200   363, 600   405, 900   437, 700
105 303,800 365,300 407,70	0 441,900	105 302, 000 364, 100 406, 300 438, 100
106 304, 400 365, 700 408, 10	0 442, 300	106   302, 800   364, 500   406, 700   438, 500
107   305,000   366,100   408,50	0 442,700	107   303, 500   364, 900   407, 100   438, 900
108 305, 500 366, 500 408, 90	0 443, 100	108 304, 200 365, 300 407, 500 439, 300
109   306,000   366,900   409,20	0 443, 500	109   304, 900   365, 700   407, 800   439, 700
110   306,600   367,300   409,60	0 443, 900	110   305, 500   366, 100   408, 200   440, 100
111 307, 200 367, 600 409, 90	0 444, 300	111   306, 100   366, 400   408, 500   440, 500
112 307,700 367,900 410,30	0 444, 700	112   306, 700   366, 700   408, 900   440, 900
113   308, 200   368, 200   410, 70	0 445, 100	113   307, 200   367, 000   409, 300   441, 300
114   308, 700   368, 600   411, 10	0 445, 500	114   307, 700   367, 400   409, 700   441, 700
115   309, 200   368, 900   411, 50	0 445, 900	115   308, 200   367, 700   410, 100   442, 100
116 309,700 369,200 411,90	0 446, 300	116 308, 700 368, 000 410, 500 442, 500
117 310, 100 369, 500 412, 20	0 446, 700	117   309, 100   368, 300   410, 800   442, 900
118 310,600 369,900 412,60	0 447, 100	118   309, 600   368, 700   411, 200   443, 300
119 311, 100 370, 200 412, 90	0 447, 500	119   310, 100   369, 000   411, 500   443, 700
120 311,600 370,500 413,30	0 447, 900	120 310, 600 369, 300 411, 900 444, 100
121 312,000 370,800 413,70	0 448, 300	121   311, 000   369, 600   412, 300   444, 500
122 312,400 371,200 414,10	0 448, 700	122   311, 400   370, 000   412, 700   444, 900
123 312,800 371,500 414,40	0 449, 100	123   311, 800   370, 300   413, 000   445, 300
124 313, 200 371, 800 414, 80	0 449, 500	124 312, 200 370, 600 413, 400 445, 700
125 313,600 372,100 415,20	0 449, 900	125 312, 600 370, 900 413, 800 446, 100
126 314,000 372,500 415,60	0 450, 300	126 313, 000 371, 300 414, 200 446, 500
127 314, 300 372, 800 416, 00	0 450, 700	127   313, 300   371, 600   414, 600   446, 900

改正後	改正前
128 314,600 373,100 416,400 451,100	128 313, 600 371, 900 415, 000 447, 300
129 314,900 373,400 416,700 451,500	129 313, 900 372, 200 415, 300 447, 700
130 315, 300 373, 800 417, 100 451, 900	130   314, 300   372, 600   415, 700   448, 100
131 315,600 374,100 417,500 452,300	131   314, 600   372, 900   416, 100   448, 500
132 315,900 374,400 417,900 452,700	132   314, 900   373, 200   416, 500   448, 900
133 316, 200 374, 700 418, 200 453, 100	133   315, 200   373, 500   416, 800   449, 300
134 316, 500 375, 100 418, 600	134   315, 500   373, 900   417, 200
135 316,900 375,400 419,000	135   315, 900   374, 200   417, 600
136 317, 200 375, 700 419, 400	136   316, 200   374, 500   418, 000
137   317, 500   376, 000   419, 700	137   316, 500   374, 800   418, 300
138 317, 900 376, 400 420, 100	138   316, 900   375, 200   418, 700
139 318, 200 376, 700 420, 500	139   317, 200   375, 500   419, 100
140 318, 500 377, 000 420, 800	140 317, 500 375, 800 419, 400
141 318, 800 377, 300 421, 100	141   317, 800   376, 100   419, 700
142   319, 200   377, 600   421, 500	142   318, 200   376, 400   420, 100
143   319, 500   377, 900   421, 900	143   318, 500   376, 700   420, 500
144 319, 800 378, 200 422, 200	144 318, 800 377, 000 420, 800
145   320, 100   378, 500   422, 500	145   319, 100   377, 300   421, 100
146   320, 500   378, 800   422, 900	146 319, 500 377, 600 421, 500
147   320, 800   379, 100   423, 300	147   319, 800   377, 900   421, 900
148 321, 100 379, 400 423, 600	148   320, 100   378, 200   422, 200
149   321, 400   379, 700   423, 900	149   320, 400   378, 500   422, 500
150   321, 800   380, 000	150   320, 800   378, 800
151   322, 100   380, 300	151   321, 100   379, 100
152 322, 400 380, 600	152 321, 400 379, 400
153   322, 700   380, 900	153   321, 700   379, 700
154   323,000   381,200	154   322, 000   380, 000

			改正	E後				改正前									
	155	323, 300	381, 500						155	322, 300	380, 300						
	156	323, 600	381, 800						156	322, 600	380, 600						
	157	323, 900	382, 100						157	322, 900	380, 900						
	158	324, 200	382, 400						158	323, 200	381, 200						
	159	324, 500	382, 700						159	323, 500	381, 500						
	160	324, 800	383, 000						160	323, 800	381, 800						
	161	325, 100	383, 300						161	324, 100	382, 100						
	162	325, 400	383, 600						162	324, 400	382, 400						
	163	325, 700	383, 900						163	324, 700	382, 700						
	164	326, 000	384, 200						164	325, 000	383, 000						
	165	326, 300	384, 500						165	325, 300	383, 300						
	166	326, 600	384, 800						166	325, 600	383, 600						
	167	326, 900	385, 100						167	325, 900	383, 900						
	168	327, 200	385, 400						168	326, 200	384, 200						
	169	327, 500	385, 700						169	326, 500	384, 500						
	170		386, 000						170		384, 800						
	171		386, 300						171		385, 100						
	172		386, 600						172		385, 400						
	173		386, 900						173		385, 700						
	174		387, 200						174		386, 000						
	175		387, 500						175		386, 300						
	176		387, 800						176		386, 600						
	177		388, 100						177		386, 900						
定年前		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	定年前		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給		
再任用		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	再任用		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額		
短時間		円	円	円	円	円	円	短時間		円	円	円	円	円	円		
勤務職		220, 200	258, 700	277, 200	295, 200	325, 600	393, 300	勤務職		220, 200	258, 700	277, 200	295, 200	325, 600	393, 300		

			改工	H 1111						改正	E前		
員								員					
													_

# 第107号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

品川区長 森 澤 恭 子

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年品川区条例第32号) の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」と」の次に「、「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と」を、「100分の58.75」と」の次に「、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」と」を加える。

第30条第2項中「100分の112.5」を「、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の122.5」に、「100分の130」を「、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の140」に改め、同条第3項中「100分の55」と」の次に「、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と」を、「100分の63.75」と」の

次に「、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」と」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条、第20条関係) 幼稚園教育職員給料表

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	206, 300	285, 200	326, 500	359, 500
	2	208, 400	287, 200	328, 300	362, 100
	3	210,600	289, 100	330, 200	364, 700
	4	212, 800	290, 800	332, 100	367, 300
	5	215, 200	292, 900	334, 000	369, 900
	6	217, 300	294, 700	335, 700	372, 500
	7	219, 500	296, 100	337, 800	375,000
	8	221,600	297, 500	339, 600	377, 400
	9	224, 100	299, 300	341, 500	379, 800
	10	226, 200	300, 900	343, 400	381,700
	11	228, 500	302, 600	345, 400	383, 600
	12	230, 900	304, 200	347, 200	385, 500
	13	233, 000	305, 600	349, 100	387, 700
	14	234, 800	307, 300	350, 800	389, 600
	15	236, 500	309, 100	352, 800	391, 400
	16	237, 900	310, 500	354, 800	393, 400
	17	239, 400	311, 900	356, 800	395, 500
	18	241,000	314, 200	359, 200	397, 300
	19	242, 200	316, 500	361, 700	398, 900
	20	243, 800	318, 800	364, 200	400, 300
	21	245,000	321, 100	366, 700	402,000
	22	246,000	322, 600	368, 300	403, 500
	23	247, 200	324, 500	370, 200	404, 900
	24	248, 300	326, 400	372, 100	406, 100
	25	249, 600	328, 200	373, 900	407, 400
	26	250, 300	330, 000	375, 500	408, 700
	27	251,600	331, 600	377, 300	410,000
	28	252, 800	333, 100	378, 900	411, 300
	29	254, 100	334, 900	380, 500	412, 400
	30	255, 500	336, 400	382, 100	413, 500
	31	256, 500	338, 000	383, 700	414, 600
	32	258, 000	339, 500	385, 300	415, 700
	33	259, 300	341, 200	387, 000	416, 800
	34	260, 700	342, 800	388, 400	417, 700
	35	261, 900	344, 500	389, 900	418, 700
	36	263, 400	346, 300	391, 000	419, 500
	37	264, 600	347, 500	392, 000	420, 300
	38	266, 000	349, 000	393, 200	421, 200
	39	267, 200	350, 600	394, 300	421, 900
	40	268, 600	352, 100	395, 100	422, 700

41	270, 200	353, 200	396, 000	423, 500
42	271, 400	354, 600	396, 900	424, 300
43	273, 000	356, 000	397, 900	425, 200
44	274, 500	357, 200	398, 700	426, 000
45	276, 100	358, 300	399, 400	426, 700
46	277, 700	359, 600	400, 000	427, 400
47	279, 200	360, 900	400, 800	428, 100
48	280, 800	362, 200	401, 500	428, 700
49	282, 000	363, 400	402, 300	429, 300
50	283, 500	364, 600	402, 900	430, 000
51	285, 000	365, 700	403, 600	430, 600
52	286, 400	366, 900	404, 400	431, 100
53	288, 200	368, 000	405, 100	431,600
54	289, 500	369, 100	405, 900	432, 200
55	290, 900	370, 100	406, 700	432, 700
56	292, 600	371, 100	407, 400	433, 300
57	294, 500	372, 000	407, 900	433, 900
58	296, 400	372, 900	408, 600	434, 400
59	298, 400	373, 800	409, 200	435, 000
60	300, 400	374, 700	409, 900	435, 600
61	302, 500	375, 500	410, 500	436, 100
62	304,000	376, 400	411, 100	436, 600
63	305, 800	377, 200	411, 700	437, 100
64	307,600	377, 900	412, 300	437, 700
65	309, 600	378, 700	412, 800	438, 100
66	311, 200	379, 500	413, 300	438, 600
67	312, 900	380, 100	413, 900	439, 100
68	314, 500	380, 900	414, 500	439, 500
69	316, 300	381, 700	415, 100	440,000
70	317, 900	382, 300	415, 600	440, 500
71	319, 500	383, 000	416, 200	441,000
72	321, 100	383, 900	416, 800	441,500
73	322, 600	384, 700	417, 300	441, 900
74	324, 200	385, 400	417, 900	442, 400
75	325, 800	386, 000	418, 400	442,900
76	327, 400	386, 700	419,000	443, 400
77	328, 900	387, 300	419, 400	443, 800
78	330, 400	387, 900	419, 900	444, 200
79	331, 800	388, 400	420, 400	444, 700
80	333, 200	389, 000	420, 900	445, 200

334,600 389,600 421, 400 445, 700 81 82 336,000 390, 100 421,900 446, 200 83 337, 300 390,700 422, 400 446,700 338, 500 391, 300 422,900 447, 100 84 85 339,700 391,900 423, 300 447,600 86 341,000 392,500 423, 700 448,000 87 342, 400 393,000 424, 200 448, 400 88 343,600 393,600 424,700 448,800 344,800 394, 100 425, 200 449, 100 89 90 346,000 394, 500 425,600 449, 400 91 347, 200 395, 100 426, 100 449,800 92 348, 300 395,600 426,600 450, 200 93 349, 400 396, 100 427,000 450,600 定 350, 400 427, 400 94 396,600 451,000 年 397, 100 95 351, 400 427,800 451, 400 前 再 96 352, 400 428, 200 397,600 451,800 任 97 353, 400 398,000 428,600 452, 100 用 98 354, 300 398, 400 428,900 452, 400 短 時 99 355, 100 398,900 429, 300 452,800 間 100 355,800 399, 400 429,700 453, 200 勤 101 356, 500 399,900 430, 100 453,600 務 職 102 357, 200 400, 400 430,500 員 103 357,900 400,900 430,900 以 外 358, 400 104 401, 400 431, 300  $\mathcal{O}$ 105 359,000 401,900 431,600 職 106 359, 500 402, 400 432,000 員 107 360,000 402,900 432, 400 360,600 403, 400 432,800 108 109 361, 300 403,800 433, 100 110 361,800 404, 200 433, 500 404, 700 111 362, 300 433,900 362,800 405, 200 434, 300 112 363, 300 405, 700 434,600 113 363,800 406, 100 114 364, 300 406,500 115 364,800 406,900 116 117 365, 200 407, 300 365,600 407,700 118 366, 100 408, 100 119 120 366,600 408, 500

121	367, 100	408, 900		
122	367, 600	409, 200		
123	368, 100	409, 600		
124	368, 500	410,000		
125	368, 900	410, 400		
126	369, 200	410,800		
127	369,600	411, 200		
128	370,000	411,600		
129	370, 300	411, 900		
130	370, 500			
131	370, 900			
132	371, 300			
133	371, 700			
134	372,000			
135	372, 400			
136	372, 800			
137	373, 200			
138	373,600			
139	374, 000			
140	374, 400			
141	374, 700			
142	375, 100			
143	375, 500			
144	375, 800			
145	376, 200			
146	376, 600			
147	377, 000			
148	377, 400			
149	377, 800			
150	378, 200			
151	378, 600			
152	379, 000			
153	379, 300			
154	379, 700			
155	380, 100			
156	380, 500			
157	380, 900			
158	381, 300			
159	381, 700			
160	382, 100			

	161	382, 500			
	162	382, 900			
	163	383, 300			
	164	383, 700			
	165	384,000			
	166	384, 400			
	167	384, 700			
	168	385, 100			
	169	385, 500			
定年前 再任用		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
短時間		円	円	円	円
勤務職員		233, 100	272, 300	295, 900	335, 200

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項第1号および第2号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に該当する扶養親族等(以下「扶養親族たる子」という。) 10,500円
- (2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族等 6,000円 第12条第1項第2号中「前条第2項第3号もしくは第5号」を「前条第 2項第2号もしくは第4号」に改める。

第27条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の130」を「100分の125」に改め、同項ただし書中「、6月に支給する場合においては100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の130」とあるのは「100分の72.5」を「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」を「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」に改める。

第30条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の112. 5、12月に支給する場合においては100分の122.5」を「100分の117.5」に、「、6月に支給する場合においては100分の130、1 2月に支給する場合においては100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」を「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」に、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」を「100分の135」とあるのは「100分の66.25」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年 4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(第27条第2項および第3項ならびに第30条第2項および第3項の改正規定を除く。)による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用また

は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の 条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびそ の属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用また は異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改 正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から第1条に よる改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認め られる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行う ことができる。

(給与の内払)

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例措置)

- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「第2条による改正後の条例」という。)第11条第3項第1号の規定の適用については、同号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。
- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による 改正後の条例第11条第3項第1号の規定の適用については、同号中「10, 500円」とあるのは、「10,000円」とする。

- 8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第1号に規定する配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第11条第2項および第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給するものとする。
  - (1) 令和7年度 4,000円
  - (2) 令和8年度 2,000円 (委任)
- 9 付則第3項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
  - (説明) 幼稚園教育職員の給与を改定する必要がある。

### 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

### 【第1条による改正】

第1条による改正後

(期末手当)

(期末手当)

第27条 (第1項省略)

- 分の120、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額に、規一で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に 則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定 基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額 に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月 に100分の102.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額 額に、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合 とする。 においては100分の112.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じ て得た額とする。
- 項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の130」とある のは「100分の72.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、 「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。

(第4項から第6項まで省略)

(勤勉手当)

第30条 (第1項省略)

- |2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定|2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定| 122.5(第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっ) 分の130) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ては、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合に おいては100分の140)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第27条 (第1項省略)

|2 期末手当の額は、職員の給与月額に、6月に支給する場合においては100|2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、規則

現行

- 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同3 - 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同 項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあ るのは「100分の58.75」とする。

(第4項から第6項まで省略)

(勤勉手当)

第30条 (第1項省略)

- める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支 給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、6月に支給する 給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5 (第 場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の 10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100
- 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同 |項中「100分の112.5||とあるのは「100分の55||と、「100分の122.5||とあ|| 項中「100分の112.5||とあるのは「100分の55||と、「100分の130||とある

第1条による改正後	現行
<u>るのは「100分の60」と</u> 、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」と <u>、</u>	のは「100分の63.75」とする。
<u>「100分の140」とあるのは「100分の68.75」と</u> する。 (第4項から第7項まで省略)	(第4項から第7項まで省略)
<u>別表第1</u> <u>(省略)</u>	<u>別表第1</u> (省略)

【第2条に	による改正】 これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、
第2条による改正後	第1条による改正後
(扶養手当)	(扶養手当)
第11条 扶養手当は、扶養親族等のある職員に対して支給する。	第11条 扶養手当は、扶養親族等のある職員に対して支給する。
2 前項の扶養親族等とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として	2 前項の扶養親族等とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として
その職員の扶養を受けているものをいう。	その職員の扶養を受けているものをいう。
	(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含
	む。以下同じ。)またはパートナーシップ関係(双方またはいずれか一
	方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互
	の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した
	<u>二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関</u>
	<u>係をいう。)の相手方</u>
(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
(3) 満60歳以上の父母および祖父母	<u>(4)</u> 満60歳以上の父母および祖父母
(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	<u>(5)</u> 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(5) 心身に著しい障害のある者で、将来にわたり労務に携わることがで	(6) 心身に著しい障害のある者で、将来にわたり労務に携わることがで
きないもの	きないもの
3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族等の区分に応じて、扶養	3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族等の区分に応じて、扶養
親族等1人につき当該各号に掲げる額とする。	親族等1人につき当該各号に掲げる額とする。
(1) 前項第1号に該当する扶養親族等(以下「扶養親族たる子」という。)	(1) 前項第1号および第3号から第6号までに該当する扶養親族等
10, 500円	6,000円
(2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族等 6,000円	(2) 前項第2号に該当する扶養親族等(以下「扶養親族たる子」という。)
	9,000円
(第4項省略)	(第4項省略)
第12条 新たに職員となった者に扶養親族等がある場合または職員に次の各	第12条 新たに職員となった者に扶養親族等がある場合または職員に次の各
	号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ち
にその旨を教育委員会に届け出なければならない。	にその旨を教育委員会に届け出なければならない。
(第1号省略)	(第1号省略)

### 第2条による改正後

(2) 扶養親族等たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子 または前条第2項第2号もしくは第4号に該当する扶養親族等が、満22 歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族等たる要件 を欠くに至った場合を除く。)

(第2項から第4項まで省略)

(期末手当)

第27条 (第1項省略)

- |2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の125を乗じて得た額に、規則|2 期末手当の額は、職員の給与月額に、6月に支給する場合においては100| 基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額 とする。
- 項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とある のは「100分の61.25」とする。

(第4項から第6項まで省略)

(勤勉手当)

第30条 (第1項省略)

|2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定|2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定| める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支 給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5(第一給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、6月に支給する 10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100 分の135)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

### 第1条による改正後

(2) 扶養親族等たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子 または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族等が、満22 歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族等たる要件 を欠くに至った場合を除く。)

(第2項から第4項まで省略)

(期末手当)

第27条 (第1項省略)

- で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に 分の120、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額に、規 則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定 に100分の107.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額。に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月 額に、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合 においては100分の112.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じ て得た額とする。
- 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同 項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の130」とある のは「100分の72.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、 「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。

(第4項から第6項まで省略)

(勤勉手当)

第30条 (第1項省略)

場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の 122.5(第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっ ては、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合に おいては100分の140)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第2条による改正後	第1条による改正後
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同
項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあ	項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の122.5」とあ
<u>るのは「100分の66.25</u> 」とする。	<u>るのは「100分の60</u> 」と、「 <u>100分の130」とあるのは「100分の63.75」と、</u>
	<u>「100分の140」とあるのは「100分の68.75</u> 」とする。
(第4項から第7項まで省略)	(第4項から第7項まで省略)

【改正付則】 改正後 現行 付 則 (施行期日等) この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7 年4月1日から施行する。 |2 第1条の規定(第27条第2項および第3項ならびに第30条第2項および 第3項の改正規定を除く。)による改正後の幼稚園教育職員の給与に関す る条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、令和6 年4月1日から適用する。 (令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給) - 令和6年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。) の前日までの間において、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の 給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新た に給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級また はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人 事委員会」という。)の定める職員の第1条による改正後の条例の規定に よる当該適用または異動の日における号給は、人事委員会が定める。 (施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整) 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の 条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および その属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用 または異動の日における号給については、当該適用または異動について、 まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から 第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上 必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要 な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の

改正後	現行
条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規	
定による給与の内払とみなす。	
(扶養手当に関する特例措置)	
6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定	
による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「第2条による	
改正後の条例」という。)第11条第3項第1号の規定の適用については、	
同号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。	
7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による	
改正後の条例第11条第3項第1号の規定の適用については、同号中「10,500	
円」とあるのは、「10,000円」とする。	
8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規	
定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第1号	
<u>に規定する配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員に</u>	
ついては、第2条による改正後の条例第11条第2項および第3項の規定に	
かかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に	
<u>定める月額の扶養手当を支給するものとする。</u>	
(1) <u>令和7年度</u> 4,000円	
(2) <u>令和8年度</u> 2,000円	
(委任)	
9 付則第3項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し	
<u>必要な事項は、人事委員会が定める。</u>	

### 【別紙】第107号議案

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前

# 別表第1 (第6条、第20条関係)

# 幼稚園教育職員給料表

職員 の区	職務の 級	1級	2級	3級	4級	
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	Р	
	1	206, 300	285, 200	326, 500	359, 50	
	2	208, 400	287, 200	328, 300	362, 10	
	3	210, 600	289, 100	330, 200	364, 70	
	4	212, 800	290, 800	332, 100	367, 30	
	5	215, 200	292, 900	334, 000	369, 90	
定年	6	217, 300	294, 700	335, 700	372, 50	
前再	7	219, 500	296, 100	337, 800	375, 00	
壬用	8	221, 600	297, 500	339, 600	377, 40	
豆時	9	224, 100	299, 300	341, 500	379, 80	
間勤 努職	10	226, 200	300, 900	343, 400	381, 70	
ラ·戦 員以	11	228, 500	302, 600	345, 400	383, 60	
外の	12	230, 900	304, 200	347, 200	385, 50	
哉員	13	233, 000	305, 600	349, 100	387, 70	
717	14	234, 800	307, 300	350, 800	389, 60	
	15	236, 500	309, 100	352, 800	391, 40	
	16	237, 900	310, 500	354, 800	393, 40	
	17	239, 400	311, 900	356, 800	395, 50	
	18	241, 000	314, 200	359, 200	397, 30	
	19	242, 200	316, 500	361, 700	398, 90	

# 別表第1 (第6条、第20条関係)

# 幼稚園教育職員給料表

職員 の区	職務の 級	1級	2級	3級	4級	
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	
	1	181, 400	271, 000	311, 200	346, 500	
	2	183, 500	273, 000	313, 500	349, 100	
	3	185, 700	274, 900	315, 800	351, 700	
	4	187, 900	276, 600	318, 100	354, 300	
	5	190, 200	278, 700	320, 400	356, 900	
定年前再	6	192, 300	280, 800	322, 200	359, 500	
	7	194, 500	282, 500	324, 400	362,000	
任用	8	196, 600	284, 200	326, 300	364, 400	
短時	9	199, 000	286, 300	328, 300	366, 800	
間勤	10	201, 100	288, 200	330, 300	369, 100	
務職 員以	11	203, 400	290, 200	332, 300	371, 400	
外の	12	205, 700	292, 100	334, 200	373, 700	
職員	13	207, 800	293, 800	336, 100	376,000	
1100,000	14	209, 600	295, 800	338, 100	378, 300	
	15	211, 400	297, 900	340, 400	380, 500	
	16	212, 900	299, 600	342, 700	382, 700	
	17	214, 400	301, 300	345, 000	384, 800	
	18	216, 100	303, 600	347, 400	386, 700	
	19	217, 500	305, 900	349, 900	388, 600	

		改正後						改正前		
20	243, 800	318, 800	364, 200	400, 300		20	219, 400	308, 200	352, 400	390, 500
21	245, 000	321, 100	366, 700	402, 000		21	220, 900	310, 500	354, 900	392, 300
22	246, 000	322, 600	368, 300	403, 500		22	222, 400	312, 200	356, 900	394, 200
23	247, 200	324, 500	370, 200	404, 900		23	224, 100	314, 300	359, 200	395, 900
24	248, 300	326, 400	372, 100	406, 100		24	225, 800	316, 400	361, 500	397, 500
25	249, 600	328, 200	373, 900	407, 400		25	227, 600	318, 400	363, 700	399, 100
26	250, 300	330,000	375, 500	408, 700		26	228, 900	320, 400	365, 700	400, 800
27	251,600	331,600	377, 300	410,000		27	230, 800	322, 200	367, 900	402, 300
28	252, 800	333, 100	378, 900	411, 300		28	232, 600	323, 900	369, 900	403, 900
29	254, 100	334, 900	380, 500	412, 400		29	234, 500	325, 900	371, 800	405, 400
30	255, 500	336, 400	382, 100	413, 500		30	236, 200	327, 600	373, 800	406, 800
31	256, 500	338, 000	383, 700	414, 600		31	237, 800	329, 400	375, 700	408, 200
32	258, 000	339, 500	385, 300	415, 700		32	239, 700	331, 100	377, 500	409, 600
33	259, 300	341, 200	387, 000	416, 800		33	241, 500	333, 000	379, 300	410, 900
34	260, 700	342, 800	388, 400	417, 700		34	243, 200	334, 800	381, 100	412, 100
35	261, 900	344, 500	389, 900	418, 700		35	244, 900	336, 700	382, 700	413, 300
36	263, 400	346, 300	391, 000	419, 500		36	246, 800	338, 700	384, 100	414, 500
37	264, 600	347, 500	392, 000	420, 300		37	248, 600	340, 100	385, 500	415, 600
38	266, 000	349, 000	393, 200	421, 200		38	250, 300	341, 800	386, 800	416, 600
39	267, 200	350, 600	394, 300	421, 900		39	251, 900	343, 600	388, 100	417, 600
40	268, 600	352, 100	395, 100	422, 700		40	253, 900	345, 300	389, 300	418, 600
41	270, 200	353, 200	396, 000	423, 500		41	255, 900	346, 600	390, 400	419, 500
42	271, 400	354, 600	396, 900	424, 300		42	257, 400	348, 200	391, 600	420, 400
43	273, 000	356, 000	397, 900	425, 200		43	259, 300	349, 800	392, 800	421, 300
44	274, 500	357, 200	398, 700	426, 000		44	261, 300	351, 200	393, 800	422, 100
45	276, 100	358, 300	399, 400	426, 700		45	263, 500	352, 500	394, 600	422, 900
46	277, 700	359, 600	400, 000	427, 400		46	265, 300	354, 000	395, 500	423, 600

		改正後			改正前						
47	279, 200	360, 900	400, 800	428, 100		47	267, 100	355, 500	396, 500	424, 300	
48	280, 800	362, 200	401, 500	428, 700		48	269, 300	357, 000	397, 500	424, 900	
49	282, 000	363, 400	402, 300	429, 300		49	271, 100	358, 400	398, 300	425, 500	
50	283, 500	364, 600	402, 900	430, 000		50	273, 000	359, 800	399, 100	426, 200	
51	285, 000	365, 700	403, 600	430, 600		51	274, 900	361, 100	399, 900	426, 800	
52	286, 400	366, 900	404, 400	431, 100		52	276, 900	362, 500	400, 700	427, 300	
53	288, 200	368, 000	405, 100	431, 600		53	278, 700	363, 800	401, 400	427, 800	
54	289, 500	369, 100	405, 900	432, 200		54	280, 400	365, 100	402, 200	428, 400	
55	290, 900	370, 100	406, 700	432, 700		55	282, 200	366, 300	403, 000	428, 900	
56	292, 600	371, 100	407, 400	433, 300		56	284, 300	367, 500	403, 700	429, 500	
57	294, 500	372, 000	407, 900	433, 900		57	286, 300	368, 600	404, 300	430, 100	
58	296, 400	372, 900	408, 600	434, 400		58	288, 200	369, 700	405, 000	430, 700	
59	298, 400	373, 800	409, 200	435, 000		59	290, 200	370, 800	405, 700	431, 300	
60	300, 400	374, 700	409, 900	435, 600		60	292, 200	371, 900	406, 400	431, 900	
61	302, 500	375, 500	410, 500	436, 100		61	294, 300	372, 900	407, 000	432, 400	
62	304, 000	376, 400	411, 100	436, 600		62	296, 100	374, 000	407, 600	432, 900	
63	305, 800	377, 200	411, 700	437, 100		63	298, 200	375, 000	408, 200	433, 400	
64	307, 600	377, 900	412, 300	437, 700		64	300, 200	375, 900	408, 800	434, 000	
65	309, 600	378, 700	412, 800	438, 100		65	302, 200	376, 900	409, 300	434, 400	
66	311, 200	379, 500	413, 300	438, 600		66	304, 100	377, 800	409, 800	434, 900	
67	312, 900	380, 100	413, 900	439, 100		67	306, 100	378, 700	410, 400	435, 400	
68	314, 500	380, 900	414, 500	439, 500		68	308, 000	379, 500	411, 000	435, 800	
69	316, 300	381, 700	415, 100	440, 000		69	310, 000	380, 300	411, 600	436, 300	
70	317, 900	382, 300	415, 600	440, 500		70	311, 800	381, 100	412, 200	436, 800	
71	319, 500	383, 000	416, 200	441,000		71	313, 700	381, 900	412, 800	437, 300	
72	321, 100	383, 900	416, 800	441, 500		72	315, 600	382, 800	413, 400	437, 800	
73	322, 600	384, 700	417, 300	441, 900		73	317, 400	383, 600	413, 900	438, 200	

		改正後			改正前						
74	324, 200	385, 400	417, 900	442, 400		74	319, 200	384, 300	414, 500	438, 700	
75	325, 800	386, 000	418, 400	442, 900		75	321, 200	384, 900	415, 000	439, 200	
76	327, 400	386, 700	419, 000	443, 400		76	323, 000	385, 600	415, 600	439, 700	
77	328, 900	387, 300	419, 400	443, 800		77	324, 800	386, 200	416, 000	440, 100	
78	330, 400	387, 900	419, 900	444, 200		78	326, 700	386, 800	416, 500	440, 500	
79	331, 800	388, 400	420, 400	444, 700		79	328, 300	387, 300	417,000	441,000	
80	333, 200	389, 000	420, 900	445, 200		80	330,000	387, 900	417, 500	441,500	
81	334, 600	389, 600	421, 400	445, 700		81	331,600	388, 500	418, 000	442,000	
82	336, 000	390, 100	421, 900	446, 200		82	333, 200	389, 000	418, 500	442, 500	
83	337, 300	390, 700	422, 400	446, 700		83	334, 900	389, 600	419,000	443, 000	
84	338, 500	391, 300	422, 900	447, 100		84	336, 400	390, 200	419, 500	443, 400	
85	339, 700	391, 900	423, 300	447, 600		85	337, 800	390, 800	419, 900	443, 900	
86	341,000	392, 500	423, 700	448,000		86	339, 300	391, 400	420, 300	444, 300	
87	342, 400	393, 000	424, 200	448, 400		87	340, 800	391, 900	420, 800	444, 700	
88	343, 600	393, 600	424, 700	448, 800		88	342, 100	392, 500	421, 300	445, 100	
89	344, 800	394, 100	425, 200	449, 100		89	343, 400	393, 000	421, 800	445, 400	
90	346, 000	394, 500	425, 600	449, 400		90	344, 700	393, 400	422, 200	445, 800	
91	347, 200	395, 100	426, 100	449, 800		91	345, 900	394, 000	422, 700	446, 200	
92	348, 300	395, 600	426, 600	450, 200		92	347, 100	394, 500	423, 200	446, 600	
93	349, 400	396, 100	427, 000	450, 600		93	348, 200	395, 000	423, 600	447, 000	
94	350, 400	396, 600	427, 400	451,000		94	349, 300	395, 500	424, 000	447, 400	
95	351, 400	397, 100	427, 800	451, 400		95	350, 300	396, 000	424, 400	447, 800	
96	352, 400	397, 600	428, 200	451, 800		96	351, 300	396, 500	424, 800	448, 200	
97	353, 400	398, 000	428, 600	452, 100		97	352, 300	396, 900	425, 200	448, 600	
98	354, 300	398, 400	428, 900	452, 400		98	353, 200	397, 300	425, 500	448, 900	
99	355, 100	398, 900	429, 300	452, 800		99	354, 000	397, 800	425, 900	449, 300	
100	355, 800	399, 400	429, 700	453, 200		100	354, 700	398, 300	426, 300	449, 700	

		改正後						改正前		
101	356, 500	399, 900	430, 100	453, 600		101	355, 400	398, 800	426, 700	450, 100
102	357, 200	400, 400	430, 500			102	356, 100	399, 300	427, 100	
103	357, 900	400, 900	430, 900			103	356, 800	399, 800	427, 500	
104	358, 400	401, 400	431, 300			104	357, 300	400, 300	427, 900	
105	359, 000	401, 900	431, 600			105	357, 900	400, 800	428, 300	
106	359, 500	402, 400	432, 000			106	358, 400	401, 300	428, 700	
107	360,000	402, 900	432, 400			107	358, 900	401, 800	429, 100	
108	360, 600	403, 400	432, 800			108	359, 500	402, 300	429, 500	
109	361, 300	403, 800	433, 100			109	360, 200	402, 700	429, 800	
110	361, 800	404, 200	433, 500			110	360, 700	403, 100	430, 200	
111	362, 300	404, 700	433, 900			111	361, 200	403, 600	430, 600	
112	362, 800	405, 200	434, 300			112	361, 700	404, 100	431,000	
113	363, 300	405, 700	434, 600			113	362, 200	404, 600	431, 300	
114	363, 800	406, 100				114	362, 700	405, 000		
115	364, 300	406, 500				115	363, 200	405, 400		
116	364, 800	406, 900				116	363, 700	405, 800		
117	365, 200	407, 300				117	364, 100	406, 200		
118	365, 600	407, 700				118	364, 500	406, 600		
119	366, 100	408, 100				119	365, 000	407, 000		
120	366, 600	408, 500				120	365, 500	407, 400		
121	367, 100	408, 900				121	366, 000	407, 800		
122	367, 600	409, 200				122	366, 500	408, 100		
123	368, 100	409, 600				123	367, 000	408, 500		
124	368, 500	410,000				124	367, 400	408, 900		
125	368, 900	410, 400				125	367, 800	409, 300		
126	369, 200	410, 800				126	368, 100	409, 700		
127	369, 600	411, 200				127	368, 500	410, 100		

		改正前							
128	370, 000	411,600			128	368, 900	410, 500		
129	370, 300	411, 900			129	369, 200	410, 800		
130	370, 500				130	369, 400			
131	370, 900				131	369, 800			
132	371, 300				132	370, 200			
133	371, 700				133	370, 600			
134	372,000				134	370, 900			
135	372, 400				135	371, 300			
136	372, 800				136	371, 700			
137	373, 200				137	372, 100			
138	373, 600				138	372, 500			
139	374, 000				139	372, 900			
140	374, 400				140	373, 300			
141	374, 700				141	373, 600			
142	375, 100				142	374, 000			
143	375, 500				143	374, 400			
144	375, 800				144	374, 700			
145	376, 200				145	375, 100			
146	376, 600				146	375, 500			
147	377, 000				147	375, 900			
148	377, 400				148	376, 300			
149	377, 800				149	376, 700			
150	378, 200				150	377, 100			
151	378, 600				151	377, 500			
152	379, 000				152	377, 900			
153	379, 300				153	378, 200			
154	379, 700				154	378, 600			

	改正後						改正前						
	155	380, 100						155	379, 000				
	156	380, 500						156	379, 400				
	157	380, 900						157	379, 800				
	158	381, 300						158	380, 200				
	159	381, 700						159	380, 600				
	160	382, 100						160	381, 000				
	161	382, 500						161	381, 400				
	162	382, 900						162	381, 800				
	163	383, 300						163	382, 200				
	164	383, 700						164	382, 600				
	165	384, 000						165	382, 900				
	166	384, 400						166	383, 300				
	167	384, 700						167	383, 600				
	168	385, 100						168	384, 000				
	169	385, 500						169	384, 400				
定年		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		定年		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
前再							前再						
任用							任用						
短時		円	円	円	円		短時		円	円	円		
間勤		233, 100	272, 300	295, 900	335, 200		間勤		230, 600	269, 400	292, 600	331, 70	
務職							務職						
員							員						